

従業員の老後を、より豊かにできる制度

中小企業の従業員のiDeCoに上乗せ

中小企業の従業員要件が300人以下に拡大されました!

iDeCo⁺

プラス

イデコプラス



中小企業限定の
制度です!

従業員が
加入している
iDeCoの掛金に
上乗せで拠出!



2020年10月現在

国民年金基金連合会



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

従業員のiDeCoに上乘せ

中小企業のために生まれた



事務負担の大きさ等から、企業年金の導入が難しいと考えていた事業主の方でも、比較的少ない負担で実施できる制度です。

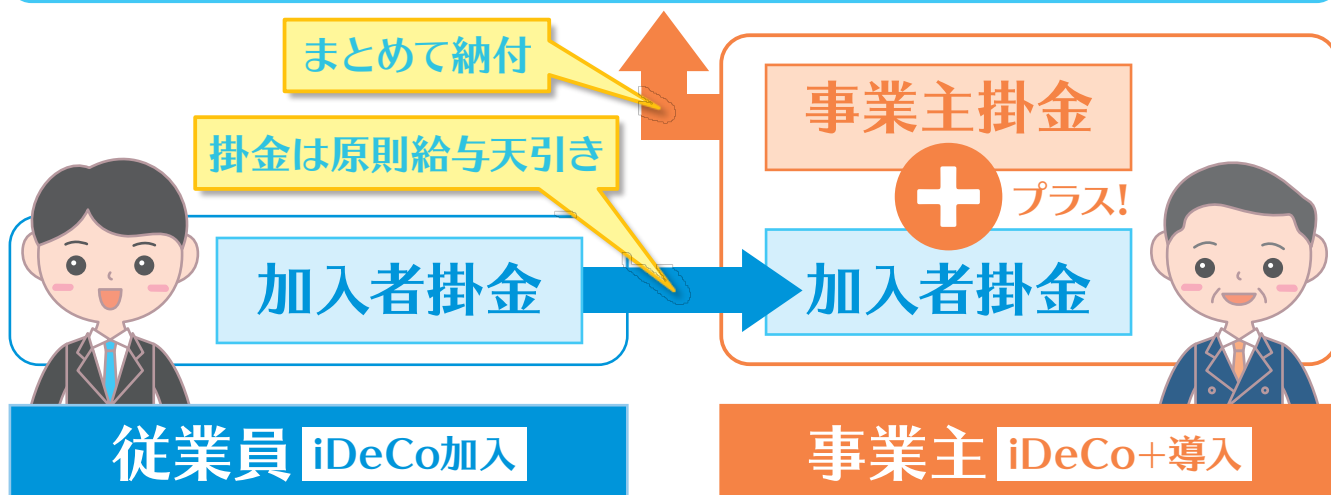
従業員のiDeCoに上乘せし、老後をサポート

従業員がiDeCoに加入している場合、その掛金に上乘せして事業主が掛金を拠出。従業員の老後の所得確保をサポートできます。



※企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金を未実施の、従業員300人以下の中小企業に限ります。

国民年金基金連合会(iDeCo実施機関)



※拠出対象者となる従業員の同意が必要です。同意を得られない従業員については、強制できません。

できる「iDeCoプラス」

事業主にも うれしいメリット

事業主が拠出した掛金は、全額が損金に算入されるというメリットもあります。従業員の老後を豊かにできることに加え、税制面でもうれしい制度です。

「iDeCo+」の概要

項目	内容
事業主要件	企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員(第1号厚生年金被保険者。以下同じ。)300人以下 ^{※1} の事業主。ただし、同じ事業主が複数の事業所を運営している場合、全事業所の従業員の合計が300人以下であることが必要です。
拠出対象者	iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者。 ※拠出対象者に一定の資格(職種、勤続年数)を設けることも可能です。
掛金設定	加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上23,000円以下の範囲で、加入者と事業主がそれぞれ1,000円単位で決定できます。加入者掛金を0円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることが可能です。また、資格 ^{※2} ごとに掛金額を設定することも可能です。
納付方法	加入者掛金と事業主掛金を事業主がとりまとめて納付します。
労使合意	事業主掛金を拠出する場合に、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。また、掛金額を変更する際にも同様の同意が必要です。

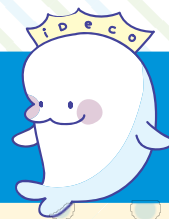
※1 2020年10月に、従業員100人以下から300人以下に拡大されました。

※2 「資格」は、拠出対象者の一定の資格(職種、勤続年数)のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限ります。

iDeCo+

プラス

導入までの流れ



1

制度導入の検討

「iDeCo+」を実施できる事業主の要件を満たしているか確認し、開始時期や拠出対象者の資格範囲を検討します。

2

掛金の設定

事業主掛金の額を検討・決定します。

3

労使合意

労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対して、「iDeCo+」の実施について提案・協議を行い同意を得ることが必要です。

4

届出書類を作成・届出

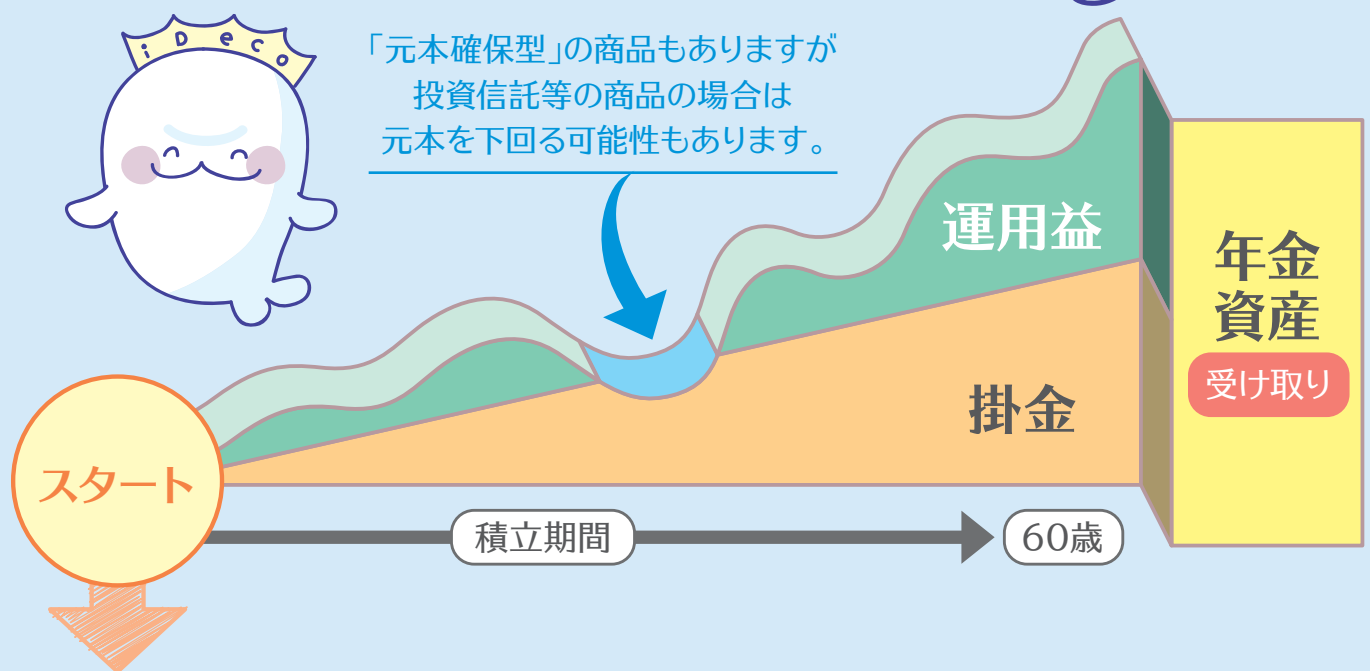
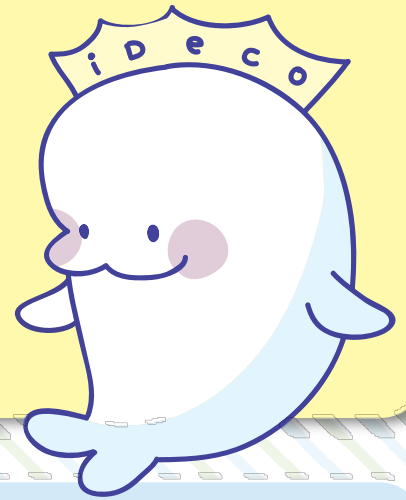
拠出開始月の前月20日までに、国民年金基金連合会へ申請書類を2部提出します。

iDeCo

とは？

イデコ＝個人型確定拠出年金

自分で決めた額(掛金)を積み立てて運用し、60歳以降に受け取る年金です。公的年金にプラスできる「もうひとつの年金」で、大きな税制優遇が特徴です。



① 掛金を決める



月々5,000円から始められて、1,000円単位で自由に設定できます。

全額
所得控除!



税が軽減
されます!

② 運用する



自分のニーズに合わせて商品を選んで運用できます。

運用益が
非課税!



運用益は
全額資産

③ 受け取る



60歳以降、受け取り時期を選べます。

受け取る時も
大きな控除!



定期的な
受け取り(年金)

一時金
受け取り

年金が
増える!

税が
軽減
される!

iDeCo を選ぶメリット

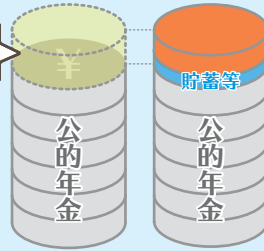
[イデコ]

私たちの「老後」は20年以上!

豊かな老後を過ごすためには
今から備えを始めることが大切です。



豊かな老後に
必要な資金



iDeCo

公的年金にプラスできる
「もうひとつの年金」を!



iDeCo 3つの税制優遇

通常、金融商品などを運用すると、掛金や運用益に税金がかかりますが、iDeCoは老後の資産形成を目的とした年金制度であるため、税制優遇措置が講じられています。

iDeCoで運用
運用益は全額資産



掛金が 全額 所得控除

税が軽減
されます



掛金が仮に毎月1万円
で、所得税(20%)・
住民税(10%)とする
と、年間36,000円、
税が軽減されます。

iDeCo以外で運用 税金がかかる

通常、金融商品の運用
益には税金(源泉分離
課税20.315%)が
かかりますが、iDeCo
なら非課税で再投資
されます。

運用益も 非課税 で再投資

公的年金等
控除

退職所得
控除

受け取る時も 大きな 控除



定期的に取り取り(年金)

一時金で受け取り

年金には「公的年金等控除」、一時金には「退職所得控除」という大きな控除が受けられます。

ご注意事項

積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動します。／運用商品の中には、元本確保されない商品もありますので、商品の特徴をよく理解した上で選択してください。／iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置が講じられています。このため、原則60歳まで積立金を引き出すことはできませんので、ご注意ください。／加入期間等に応じて受給できる年齢が決まります。／手数料がかかります(運営管理機関や商品によって異なります)。／運用資産には、別途、特別法人税が課されますが、現在、課税が停止されています。

従業員300人以下の中小企業を
サポートする制度です!!



従業員が加入するiDeCoに、事業主が掛金を上乗せして拠出できます。
従業員の老後をより豊かにできるとともに、
掛金が全額損金算入される事業主にもうれしい制度です。

iDeCo+の詳細は▶P2~P3

iDeCo+を導入することで福利厚生が充実し、 人材確保や長期勤続にもつながります。

大企業に比べると、中小企業は福利厚生制度の充実が後回しになりがちです。
しかし、就職・転職活動時に、福利厚生は多くの方が重視する項目です。

また、既存の従業員のモチベーションを向上させたり、平均勤続年数を伸ばしたり
するためには、「この会社なら安心して働き続けられる」という信頼感を持ってもらう
ことも大切です。

その点で、従業員の老後所得確保の支援は、福利厚生を充実させる重要な施策の
ひとつであると言えるでしょう。

そんな背景のもと、2018年に導入された「iDeCo+」は、従業員が加入している
iDeCoに事業主が掛金を上乗せするだけの少ない負担・手間で、中小
企業の福利厚生を拡充できる制度です。

2020年10月からは、制度を実施可能な中小企業の従業員要件が100
人以下から300人以下に拡大されました。

優れた人材を採用し、長く働いてもらうためにも、導入を検討しては
いかがでしょうか。



iDeCoやiDeCo+の
お問い合わせ先はこちら

iDeCo
公式サイト

www.ideco-koushiki.jp

イデコ

検索



国民年金基金連合会コールセンター ☎0570-003-105

※050で始まる電話でおかけになる場合は03-6632-2724(一般電話)

本パンフレットは、どなたでも複製・転載して頂けます。

ただし、本パンフレットの内容(図画・文章・データ等を含む全て)の修正・加工・変更はご遠慮ください。